昭和60年3月30日条例第23号

改正

平成8年7月3日条例第18号 平成18年9月27日条例第37号

佐世保市観光事業振興条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における観光に関する事業の振興を促進するため、観光施設の新設又は 増設(以下「設置」という。)を奨励し、もつて産業の振興と雇用の増大を図ることを目的とす る。

(定義)

第2条 この条例において「観光施設」とは、観光又はレクリエーションに資するための文化教養、 運動、レジャー、宿泊、休憩及び交通その他これらに類する施設をいう。

(奨励措置)

- 第3条 市長は、本市に観光施設を設置する者で、市長が適当と認めるものに対し、予算の範囲内で次に掲げる奨励措置を講ずることができる。
  - (1) 敷地、労務又は金融等についてのあつせん
  - (2) 観光施設の設置のために必要な便宜の供与
  - (3) 観光施設設置奨励金(以下「奨励金」という。)の交付
- 2 前項第3号に規定する奨励措置を講ずる場合には、あらかじめ佐世保市観光施設設置及び企業 立地奨励措置審議会の意見を聴かなければならない。

(融資制度)

第4条 市長は、第1条の目的を達成するため、必要な融資制度を設けるものとする。

(奨励金の交付の決定の取消及び返還)

第5条 市長は、奨励金の交付を受けた者が虚偽の申請その他不正の手段により奨励金の交付を受けたと認められるときは、奨励金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年7月3日条例第18号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条及び第11条並びに附則第7項、第8項、 第11項、第12項及び第25項の規定は、平成8年10月1日から施行する。

**附** 則 (平成18年9月27日条例第37号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行し、同日以後に指定の申請を行つた者から適用する。